

# JCBA

No.179 Jul. 2023

Japan Customs Brokers Association



## CONTENTS

- 2 第29回通常社員総会の開催
- 7 令和5年度第1回理事会の開催
- 8 令和5年度第2回理事会の開催
- 9 関税局業務課との意見交換会
- 22 各通関業会定時総会の開催
- 26 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム（WT）会合の開催
- 27 密輸撲滅キャンペーン
- 33 通関業会だより
- 42 各通関業会業務報告

# 第29回 通常社員総会の開催



(一社)日本通関業連合会は、去る5月31日(金)に東京都千代田区のホテルグランドアーク半蔵門において、第29回通常社員総会を開催しました。

社員総会では、定款の規定により、岡藤会長が議長を務め、総会への出席御礼の挨拶の後、次の議案について審議が行われました。

## 【付議事項】

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和4年度決算に関する件
- 第3号議案 令和5年度事業計画(案)に関する件
- 第4号議案 令和5年度収支予算(案)に関する件
- 第5号議案 定款の一部改正に関する件
- 第6号議案 役員選任に関する件

審議の結果、第1号議案から第6号議案のすべてについて、原案どおり承認されました。

第6号議案の役員を選任に関しては、1名の理事から辞任の申し出があり、新たに2名の理事と1名の監事が選任されました。

## 〈退任された方のご紹介〉

理事 長嶋 敦氏 2期4年  
長い間お世話になりました。

## 〈新任の皆様のご紹介〉

理事 安藤 恒夫氏 日本通運株式会社 執行役員  
理事 鈴木 英明氏 (株)二葉 代表取締役社長  
監事 山崎 元裕氏 (株)ヤマタネ 代表取締役社長  
どうぞよろしく申し上げます。

また、総会の中では、15年余にわたり業会事務局で職務に精励されてこられた横浜通関業会の梅澤和代様に対し、岡藤会長から表彰状及び記念品が贈呈され、その功績を称えました。





総会の風景



梅澤 和代 様

## 【懇談会】

社員総会の終了後、4年ぶりに懇談会が開催されました。財務省から山崎大臣官房審議官をはじめ多数の来賓の皆様、関係団体の皆様並びに会員の皆様のご参加をいただき、懇親を深めながら盛会のうちに終了しました。

### 〈岡藤会長ご挨拶〉

先ほど、総会において会長を仰せつかりました岡藤です。懇談会の開会に当たり、連合会を代表してご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用のところ、財務省から山崎大臣官房審議官をはじめ多数の来賓の皆様、関係団体の皆様並びに会員の皆様のご参加をいただき、心より感謝申し上げます。

前回の懇談会が令和元年度でしたので、4年振りの開催となりました。私が会長に選任された時以来ですので、この3年間は本当に長い3年であったと思う次第です。本日は久しぶりにお顔を拝見する方もいらっしゃると思いますが、大いに懇親を深めていただきたいと思います。

昨年、税関は前身の運上所から税関へと呼称を変えて150周年を迎えられました。150周年記念誌への寄稿あいさつでも触れましたが、通関業のルーツは明治34年に施行された「税関貨物取扱人法」です。当時オーストラリアのカスタムス・エージェントを

モデルにしたことが記録されています。税関ほどではないにしても、通関業も120年余の歴史を有する由緒ある業界と言えるのではないかと考えています。財務省関税局・税関では、150周年を記念して式典ほか各種の行事を開催されました。当連合会としても何かお祝いをしたいと思い、日本関税協会、NACCSセンターと共催でシンポジウムを、また関税局及び東京通関業会と共同で「大学生フォーラム」を開催させていただきました。いずれの行事においても、関税局・税関当局にご協力、ご支援をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

先ほど、総会において令和5年度事業計画について、ご承認をいただきました。折角の機会ですので、重点事業を3点、ご紹介させていただきます。

1点目は、通関業・通関士の認知度向上についてです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、図らずも通関業がエッセンシャルサービスの一つで



あることが世の中に証明されたと思っています。通関士が、コロナ禍の中、感染リスクと戦いながら、空港や港でワクチンやマスク、生活必需品の貨物を検査している姿がありました。私も一経営者として、頭が下がる思いでした。しかしながら、一般国民にこの様な通関業、通関士の役割が知られていないのが実態です。

連合会では、従来にも増して通関業・通関士の役割を積極的にPRして参りたいと考えています。今日も、業界紙の記者の方が何名か参加されているかと思えます。どうかPRをよろしく願います。

2点目は、通関業界におけるダイバーシティ推進についてです。皆さんご承知のとおり、2011年に鈴木前会長のイニシアチブにより「全国女性通関士会議」を開催し、以後10年間にわたり女性通関士支援の事業を推進してきました。一昨年、これを発展的に解消し、「ダイバーシティ推進部会」という組織を設置させていただきました。昨年度、アンケート調査を行い業界のダイバーシティ推進の実態把握を行ったところで、本年度から本格的に活動を開始することにしています。

失われた30年などと言われる日本経済ですが、少子高齢化、人口減少という待たなしの状況の中、ダイバーシティの推進によるイノベーションなくして反転成長はあり得ないと考えています。会員の皆様のご理解、ご支援をよろしく願います。

最後は、通関士の専門性向上に向けた支援です。人工知能（AI）は急速に進歩し、かつ高度化してきております。また、定型的な業務はほぼAIに置き換わるのではないかとされています。NACCSへの申告データの入力だけをみれば、AIの方が早く、間違いも少ないという日が来ないとも限りません。このような危機意識の下、連合会としては、テクノロジーやビジネスの変化に応じて、通関士の役割や仕事も変えていく必要があるのではないかと考えているところです。通関士という仕事を持続可能なものとするため、スキルアップを支援していこうという

ものです。具体的には、より専門性の高い高度な研修の実施、専門的なセミナーの開催であり、昨年度から実施してきております。加えて、匠の通関士に対する新たな認定制度の導入について、引き続き研究して参りたいと思います。現在、諸外国の事例などを調査しているところですが、関税局ご当局の皆様にもご支援の程よろしく願います。

以上3点の重点事業について、簡単にご紹介させていただいたところですが、私自身この度3期目の会長就任となります。

ご当局のご指導を頂きながら、成果に拘りつつかつ更なるスピード感を以って会員の皆様と一緒に、実り多い事業を推進して参りたいと思えます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様並びに本日お集りの皆様方のご健勝とご発展を祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

#### 〈山崎審議官ご挨拶〉

ただ今ご紹介に預かりました、財務省関税局審議官の山崎でございます。

本日は関税局長の諏訪園がご挨拶をさせて頂く予定でしたが、所用により出席が叶わなかったことから、甚だ僭越ではございますが、私よりご挨拶をさせていただきます。

まず、本日、日本通関業連合会の第29回通常社員総会が滞りなく終了し、また、関係者が一堂に会



して懇談会が4年ぶりに開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

また、岡藤会長をはじめ、ご出席の皆様方におかれましては、日頃から関税政策・税関行政に対するご理解・ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

今月初旬に門司税関の松田税関長が現職で亡くなるという大変悲しく、辛い出来事でしたが、その際、岡藤会長はじめ皆さまより、弔電やお花などを頂戴いたしました。彼の同僚の一人といたしまして、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

更に、日本通関連合会におかれましては、昨年の税関発足150周年に際し、昨年11月に記念シンポジウムを、本年3月には国際物流と貿易の未来を考える大学生フォーラムを開催していただきました。これらの機会を通じ、国民の皆様に通関業や税関についての理解を一層深めていただけたものと確信しております。

さて、日本通関業連合会におかれましては、岡藤会長の力強いリーダーシップにより、通関業界のダイバーシティの推進やEPA等により複雑化する輸出入手続に対応するための通関士の専門性の向上といった様々な課題に取り組まれていると承知しております。このような活動を通じ、通関業界がこれまで以上に活性化し、通関業者の方々が益々活躍されることを期待しております。

それでは、折角の機会でございますので、最近の財務省関税局・税関をとりまく情勢につきましてご紹介させていただきます。

ここ数年来、税関や通関業界を取り巻く環境は激変しております。ここでは大きく3つの変化とこれらへの対応について触れさせていただきます。1つは、Eコマースの進展による輸入貨物の急増、2つ目がDX化の急速な進展、そして3つ目が経済安全保障上の脅威の高まりです。

これらの変化も踏まえ、関税局・税関は、昨年11月28日に、「スマート税関の実現に向けたアク

シヨンプラン2022」を策定・公表し、様々な取り組みを進めております。

一つ目の環境変化である、Eコマースの拡大による輸入貨物の急増への対応については、非居住者が税関事務管理人の届出をしない場合に税関長が税関事務管理人を指定できるようにするなどの制度改革を行いました。これらを盛り込んだ法律は無事3月に国会で成立いたしました。

また、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理を行い、メリハリのある審査・検査を実施していくため、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」、「国内運送先」等を追加する政令改正も行いました。

次に、2つ目の環境変化であるDX化の進展については、年々複雑化・巧妙化する不正薬物等の社会悪物品等の密輸への対策として、税関検査場のDX化を推進するとともに、検査対象の選定にあたってAI等の先端技術やビッグデータを活用し、一層効果的かつ効率的な検査が行えるよう取り組んでいるところです。

加えて、輸出入手続きのデジタル化については、現在、日インドネシア経済連携協定における原産地証明書に関し、両国間での原産地証明書のデータ交換に係るパイロット運用を行っているところです。このデータ交換によって、原産地証明手続の簡素化・迅速化、輸出入手続の効率化につながることを期待されます。本年6月26日からの本格運用を目指しております。

次に3つ目の環境変化であり、また重要な政策課題である経済安全保障上の脅威への対処についてです。関税局・税関においては、軍事転用のおそれがある製品や技術などの流出につながる不正輸出を防止するよう取り組む必要があります。このため、国内外の関係機関との連携促進による情報収集の強化、適正な輸出通関の確保等に取り組んでおります。通関業者の皆様におかれましては、税関への輸出申告に当たり、輸出規制に該当するか否かの確認を適切に実施していただくとともに、不正輸出のおそれ

がある輸出取引等について、税関への情報提供にご協力をお願いいたします。

また、これに関連して対ロシア経済制裁についてですが、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応するため、ロシアからの輸入品に係る最恵国待遇の撤回を令和6年3月31日まで延長しました。また、外国為替及び外国貿易法によるロシア等に対する輸出入禁止措置について、経済産業省等とも連携し、その実効性の確保に努めております。関税局・税関においては、第三国を経由して輸出入を行う「迂回」への対策を含め、厳格な水際取締りを実施しております。

以上、税関と通関業界を取り巻く環境の変化と対応についてお話をさせて頂きましたが、更に通関業界の皆様へのお願いをさせていただきます。先般G7広島サミットが開催され、お陰様で無事に終えることができましたが、今後も、本年12月までの間に全国各地で関係閣僚会合が予定されております。また、2025年には大阪・関西万博の開催も控えております。インバウンド回復に伴う旅客の増加が見込まれる中、税関においては円滑な通関を確保するとともに、

水際におけるテロ対策を厳格に実施してまいります。とりわけ、通関業者をはじめとする貿易関係業界の皆様からの情報提供・連携が極めて重要です。今後とも、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、2022年1月のRCEPの発効に伴い、EPA税率を適用した2022年の輸入額は、13兆円を超え、前年の2021年の7兆円から2倍近く増加しました。EPAを利用する機会が増える一方で、その手続は一層複雑となっており、より多くの国民の方々がEPAの生み出す経済上のメリットを最大限に享受できるようにするためにも、通関業者の皆様のご役割は一段と重要になります。是非ともしっかりとした対応をお願いいたします。

最後に宣伝となりますが、4月末に、税関150年のあゆみなどを纏めた記念誌を発刊しました。税関ホームページにも掲載しておりますので、皆様にもご覧いただけますと幸いです。

以上、簡単ではございますが、日本通関業連合会の一層のご発展、通関業に携わる皆様、本日ご来席の皆様のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



懇談会の風景

# 令和5年度 第1回理事会の開催

(一社)日本通関業連合会は、令和5年度第1回理事会を4月21日(金)に日本通関業連合会会議室において開催しました。

理事会は、定款の規定により、岡藤会長が議長を務め、次の議案について審議が行われ、すべての議案について原案どおり承認可決されました。

## 【付議事項】

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和4年度決算に関する件
- 第3号議案 社員総会開催に関する件
- 説明事項 役員を選任に関する件



# 令和5年度 第2回理事会の開催

令和5年5月31日の第29回通常社員総会時において、令和5年度第2回理事会が開催され、それぞれ次の理事の方が役員等に選任されました。

## ● 一般社団法人 日本通関業連合会役員名簿 ●

令和5年5月末現在（敬称略）

役職名	氏名	現職	備考
会長（代表理事）	岡藤 正策	(株)阪急阪神エクスプレス 相談役	
副会長（代表理事）	曾根 好貞	大東港運(株) 代表取締役社長	
副会長	錦織 一男	日本包装運輸(株) 代表取締役社長	
副会長	米澤 隆弘	近畿通関(株) 代表取締役社長	
副会長	辻 克行	(株)北村廻漕店 代表取締役社長	
副会長	柘植 要	ナゴヤ SHIPPING(株) 代表取締役社長	新任
理事	野畑 昭彦	門司港運(株) 代表取締役社長	
理事	喜納 政芳	(株)藤浦通関 取締役会長	
理事	森信 茂樹	東京財団政策研究所主幹	
理事	岡本 哲郎	三菱倉庫(株) 相談役	
理事	石崎 哲	(株)近鉄エクスプレス 元社長	
理事	牧 文春	後藤運輸(株) 代表取締役会長	
理事	熊坂 高	青函フェリー(株) 代表取締役社長	
理事	今村 忠如	(株)永谷園ホールディングス 専務取締役	
理事	山内 卓	三井物産(株) 元副社長	
理事	渡辺 啓子	ボッシュ(株)元アドバイザー・熊本大学監事	
理事	須藤 明彦	(株)大森廻漕店 代表取締役社長	
理事	安藤 恒夫	日本通運(株)執行役員	新任
理事	鈴木 英明	(株)二葉 代表取締役社長	新任
理事（専務理事）	今野 孝一	(一社)日本通関業連合会	常勤
理事（常務理事）	中洲 亨	(一社)日本通関業連合会	常勤
監事	富田 泰史	誠貿易運輸(株) 代表取締役社長	
監事	山崎 元裕	(株)ヤマタネ 代表取締役社長	新任
相談役	鈴木 宏	(株)二葉 代表取締役会長	
顧問	辻 卓史	辻事業サポート事務所 代表	
顧問	石黒 明博	(株)明正 代表取締役会長	
顧問	澤山精一郎	(株)澤山商会 代表取締役会長	新任

# ▶▶▶ 関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、4月21日(金)に小多業務課長をはじめ関税局業務課の皆様のご出席を得て、「関税局業務課との意見交換会」を開催しました。

意見交換会には、岡藤会長以下、各役員も出席され、関税局側から最近の財務省関税局・税関をとりまく情勢に関してのご説明をいただきました。

関税局からの説明事項(資料参照)

- ・令和5年度関税改正
- ・急増する輸入貨物への対応
- ・EPA利用状況、原産地証明書の電子化(データ交換)
- ・リアルタイム・オンライン口座振替方式への機能追加



# 説明資料

2023年4月21日  
財務省関税局業務課



## 目次

- 令和5年度関税改正
- 急増する輸入貨物への対応
- EPA利用状況、  
原産地証明書の電子化（データ交換）
- リアルタイム・オンライン口座振替方式  
への機能追加

## 「関税定率法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第6号）の概要

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率(412品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和5年度末まで1年延長。
- 加糖調製品(6品目)については、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大に伴い暫定税率を引下げ。
- 航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を令和7年度末まで3年延長。

### 2. 個別品目の関税率の見直し

- 国際的な分類決定を受けたプロポリス原塊等の分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。

### 3. 税関事務管理人制度の拡充

- 非居住者が税関関係手続等処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。

2

## 「関税定率法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第6号）の概要

### 4. 入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率の新設

- 迅速通関等の観点から、入国者が携帯等して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設(スティック型1本15円、リキッド型1個50円)。

### 5. 納税環境の整備

- 内国税における納税環境の整備に係る規定を踏まえ、高額な無申告に対する関税の無申告加算税の割合の引上げ等の規定を整備。

### 施行日

令和5年4月1日

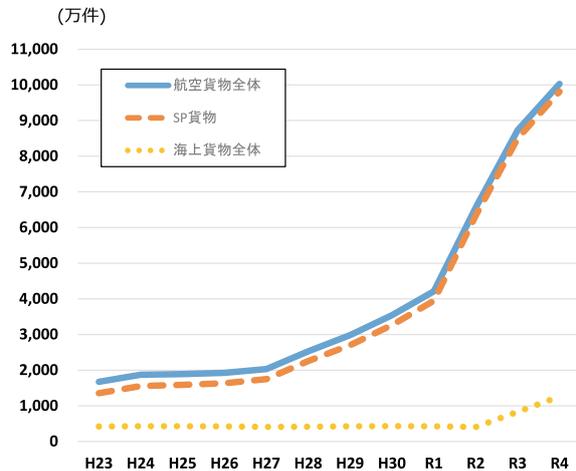
(注) 3. については令和5年10月1日、5. については令和6年1月1日

3

## 急増する輸入貨物への対応

- 越境電子商取引（EC）の拡大に伴い、輸入貨物が急増。令和4年における航空貨物の輸入許可件数は、初めて1億件を超えており、対前年比約15%増（4年前比では約183%増）、海上貨物の輸入許可件数は、初めて1千万件を超えており、対前年比約51%増。
- 急増する輸入貨物への対応については、令和5年度関税改正において、税関長が税関事務管理人を指定できる規定の整備などを措置。
- 輸入貨物の増加傾向が今後も継続することを見据えて、次のような取組を行っていく必要。
  - 令和5年度関税改正の施行（本年10月等）に向けた、事業者への事前説明・意見聴取及び関連規定（省令等）の整備
  - 情報入手するSP業者の拡大に向けた、SP業者への協力要請
  - 水際取締りにおける協力連携に向けた、EC運営事業者との意見交換
  - 税関検査場のDX化の推進、ビッグデータ解析を活用した検査対象の選定

航空・海上貨物の輸入許可件数



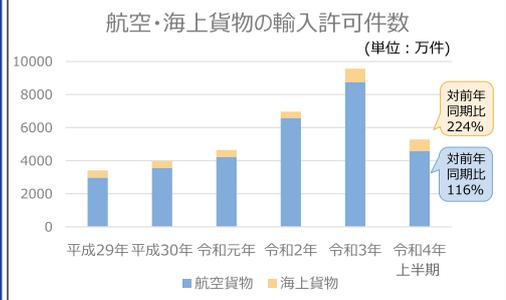
SP貨物：航空貨物のうち、輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続き等の代行を含む）一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている小口急送貨物。

## 急増する輸入貨物への対応（背景①）

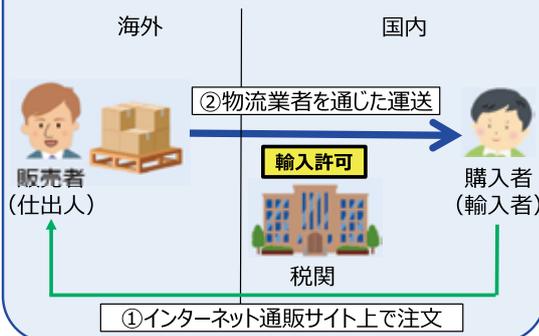
令和4年11月24日開催  
関税・外国為替等審議会 関税分科会  
資料抜粋

### 背景

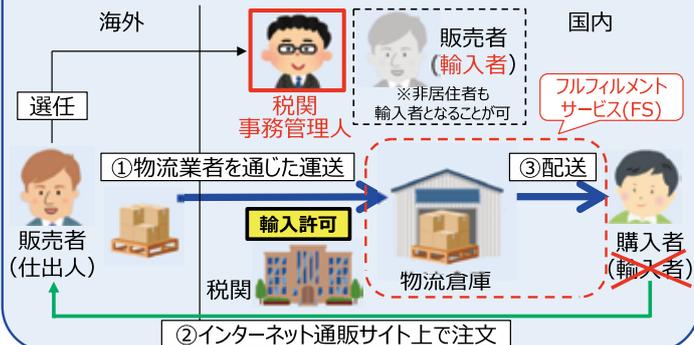
- 輸入申告件数は年々増加。越境の電子商取引（EC）の利用拡大に伴うもの。
- 航空貨物は、通販貨物の取扱件数が急増。フルフィルメントサービス（FS：電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス）を利用した貨物の輸入も目立つ。
- 海上貨物は、近隣アジア諸国からの通販貨物が増加。



**通販貨物**：インターネット通販サイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物



**FS利用貨物**：ECプラットフォーム事業者(※)等が提供するフルフィルメントサービス（倉庫保管、配送等のサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物 (※)インターネット上で商取引の場を提供する事業者



## 急増する輸入貨物への対応（背景②）

令和4年11月24日開催  
関税・外国為替等審議会 関税分科会  
資料抜粋

### <輸入貨物の類型>

通販貨物 (B to C)	インターネット通販サイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物
FS利用貨物 (B to B to C)	フルフィルメントサービス (FS) を利用する貨物
その他 (従来貨物)	(B to B) 事業者間の輸入取引により輸入される貨物
	(C to C) 個人から個人に向けて配送される貨物

### 背景

- 航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発。
- FS利用貨物については、
  - 非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案が発生。
  - 輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化。

- 輸入貨物が急増する中、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税の実現のため、通販貨物、FS利用貨物といった「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理等が可能となるよう、制度の見直しが急務。

6

## 改正検討項目①：輸入申告項目の追加

令和4年11月24日開催  
関税・外国為替等審議会 関税分科会  
資料抜粋

### 現行制度の概要

- 貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

【現行の輸入申告項目（政令上明記されているもの）】

- ✓ 貨物の品名、数量及び価格
- ✓ 貨物の原産地及び積出地、仕出人の住所及び氏名
- ✓ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称
- ✓ 貨物の蔵置場所 等

### 改正の必要性

- 現行の輸入申告項目では、通販貨物やFS利用貨物であることが把握できず、税関が審査・検査を行うべきハイリスク貨物の絞り込みに限界。
- ⇒ 通販貨物やFS利用貨物を、申告情報（FS利用貨物は輸入後の配送先）から特定し、これらの貨物を含む「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要。
- 非居住者である輸入者が、いわゆる「なりすまし」により不適切な輸入を行っている場合等がある。
- ⇒ 取引の実態を把握している者が「輸入者」として確実に申告されることが適当。「輸入者」を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪の対象となれば、こうした不適切な輸入に対する防圧効果も見込まれる。

### 改正の方向性

- 輸入申告項目に以下を追加。
  - ・「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォーム（※）を利用して販売した通販貨物の場合は、「ECプラットフォームの名称」を含む。）
  - ・「国内配送先」（※）インターネット上の商取引の場合
- 現在、輸入申告書の様式で記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加。

7

## 改正検討項目②：税関事務管理人制度の見直し

令和4年11月24日開催  
関税・外国為替等審議会 関税分科会  
資料抜粋

### 現行制度の概要

- 非居住者が自ら輸入者となりFS利用貨物を輸入する場合、輸入申告等の事務を処理させるために、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る必要。

(※) 税関事務管理人が処理する事務：税関から受領した書類の非居住者への送付、貨物検査への立会い、関税の納付等。

### 改正の必要性

- ①非居住者が税関事務管理人を定めず、取引実態を把握していない国内居住者に輸入の代行を依頼する場合や、
- ②輸入許可後に税関事務管理人が解任されて事後調査時には定められていない場合等に、申告内容や取引詳細が十分に確認できない。

⇒ 税関事務管理人の指定等を通じて、税関が非居住者に連絡できるようにすることで、審査や事後調査の実効性を高めることが必要。

⇒ 適切な者が税関事務管理人として届出され、又は指定できるよう、税関への届出時に、非居住者の事業、委任関係等の情報が提供されることが必要。

### 改正の方向性

- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする等の規定の整備を行う。

(※) 指定された税関事務管理人が処理する事務：  
税関と非居住者の間における書類の受領及び送付・提出。

- 税関事務管理人の政令上の届出項目に以下を追加。
  - ・「届出者(非居住者)の事業」
  - ・「届出者(非居住者)と税関事務管理人との関係」等
- 届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求める。

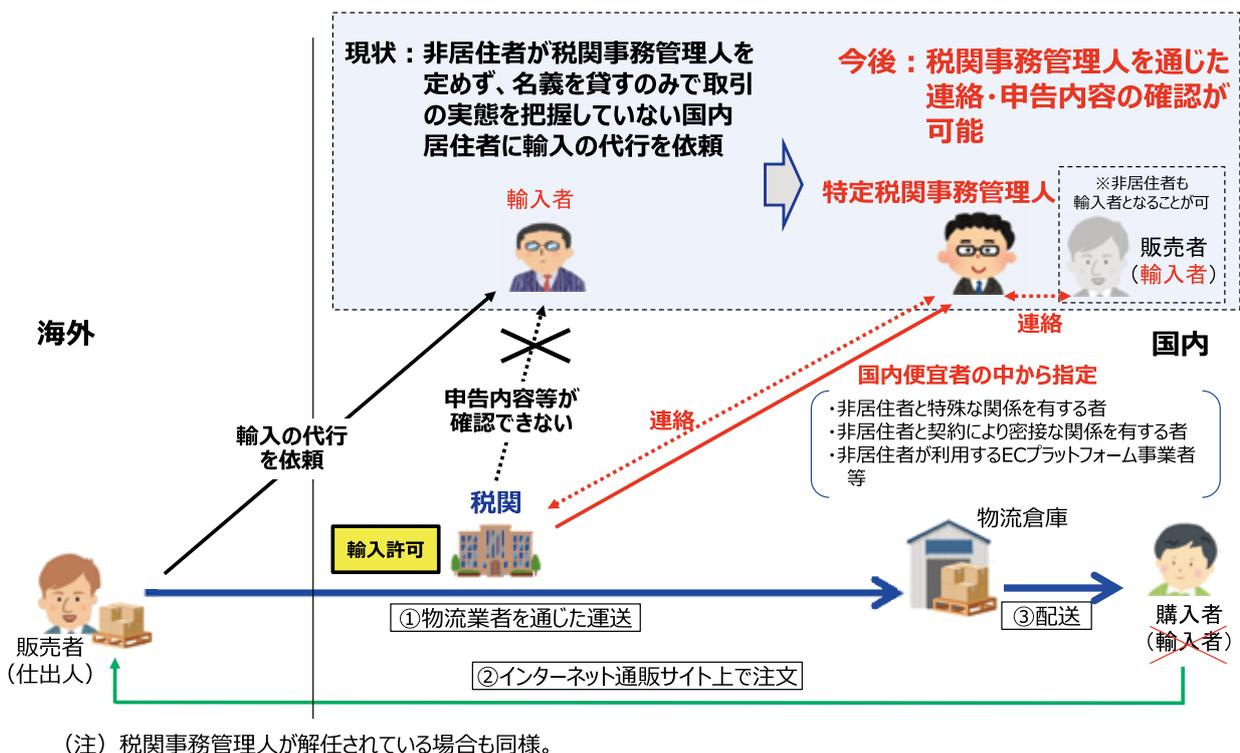
【現行の届出項目（政令上明記されているもの）】

- ✓ 税関事務管理人の住所及び氏名
- ✓ 税関事務管理人を定めた理由

8

## 特定税関事務管理人制度の利用例

令和4年11月24日開催  
関税・外国為替等審議会 関税分科会  
資料抜粋

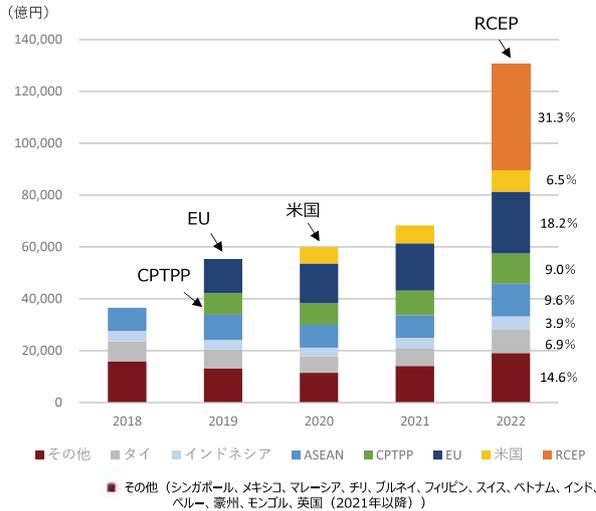


9

## EPA利用状況

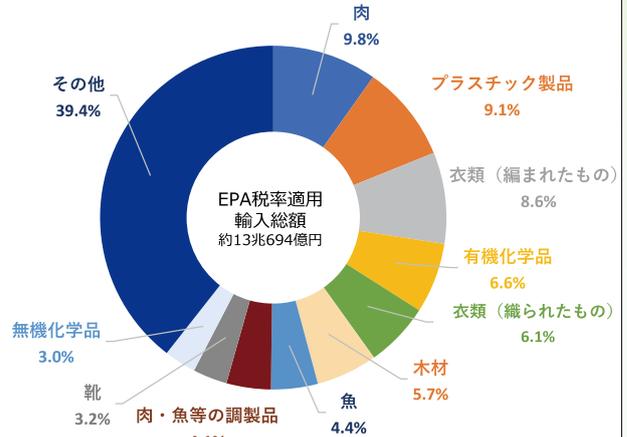
- ▶ EPA適用額は年々増加し、2022年では13兆円を超えた。EPA別では2022年1月に発効したRCEPが全体の31.3%を占め、最も適用輸入額が多くなっている。
- ▶ 品目別には、肉（9.8%）、プラスチック製品（9.1%）、衣類（8.6%）で利用されている。

EPA税率適用輸入額推移  
(2018～2022年)



(出所) 財務省 経済連携協定別時系列表

品目別EPA税率適用輸入割合  
(2022年)



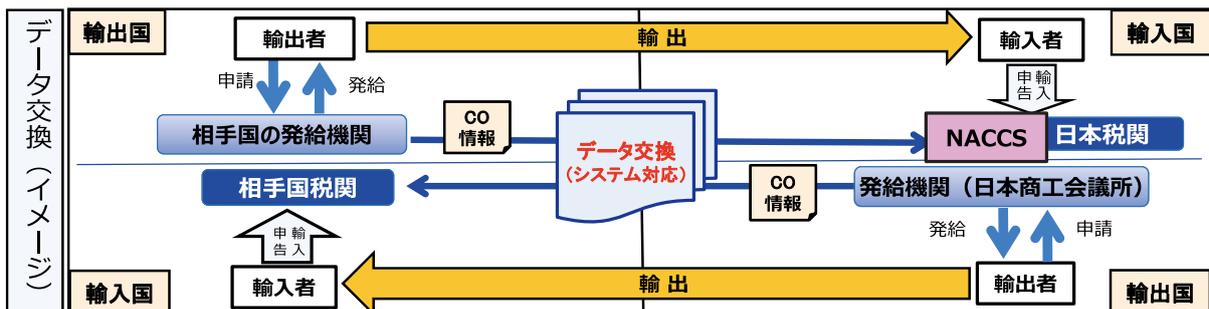
10

## 原産地証明書 (CO) の電子化 (データ交換) について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：  
自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：  
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：  
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱 (2020年12月8日改訂)  
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、6月中を目途に運用開始予定。



11

現在位置：原産地規則ポータル>原産地証明手続>原産地証明書のデータ交換について

#### ■ 原産地証明書のデータ交換について

**【重要なお知らせ】** [日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換のパイロット運用の開始について（令和5年4月18日）](#)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書データ交換のパイロット運用について、インドネシアとの協議の結果、以下のスケジュールにて実施いたします。

パイロット運用：令和5年5月1日（月）から6月25日（日）まで

本格運用開始（予定）：令和5年6月26日（月）から

パイロット運用は、日インドネシア経済連携協定に基づき、EPA 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続を NACCS で行う輸入者又は通関業者の方であって、当該 EPA 税率の適用にあたり、e-CO の利用を希望する方が参加いただけます。

それ以外の方で当該 EPA 税率を適用しようとする場合には、従来どおり、紙の原産地証明書をご利用ください。

パイロット運用の具体的な実施方法については以下の実施要領からご確認ください。

- ▶ [日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領（令和5年4月）](#)
  - [e-CO ご利用のポイント](#)
  - [NACCS の原産地証明書情報内容照会（IOV）業務による e-CO のイメージ](#)
- ▶ [Terms of Reference Pilot Implementation of e-CO JIEPA（抜粋）](#)

12

## 日インドネシアEPAに基づく原産地証明書データ交換 におけるパイロット運用 （令和5年5月1日～6月25日）

### <e-COご利用のポイント>

財務省関税局  
令和5年4月

13

## NACCSにおけるパイロット運用の概要

### 目的

本パイロット運用においては、実際にインドネシア発給機関で発給されたe-COを利用して以下のことを確認します。

- (1) インドネシア発給機関が発給するe-COが輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」）において正しく受信できること
- (2) NACCSが受信したe-COが、NACCSの利用者（輸入者、通関業者、税関）により適切に利用できること

### 期間

令和5年5月1日（月）から6月25日（日）までとします。

パイロット運用において、上記(1)及び(2)が安定的に実施できた場合、6月26日（月）から本格運用に移行する予定です。

### 参加者

日インドネシアEPAに基づき、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、e-COの利用を希望し、本パイロット運用にご協力いただける方であれば、事前申込みなどを行うことなく、ご参加いただけます。

※ e-COのご利用にあたっては、本資料のほか、『日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領』に取扱いの詳細を掲載しております。併せてご確認の上、ご利用願います。

14

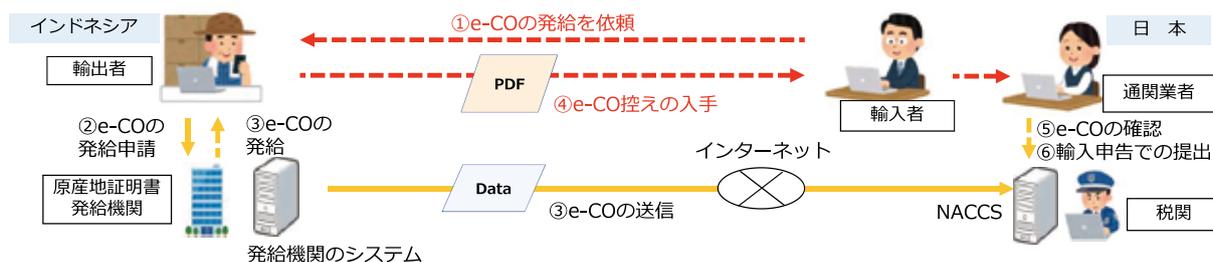
## e-COの利用方法：ステップ①（e-COの発給）

### インドネシアの輸出者へのe-COの発給依頼

インドネシア発給機関（商業省）は、令和5年5月1日（月）から日本向けe-COの発給申請の受付を開始します。日本での輸入申告においてe-COの利用を希望される場合、輸入者等において貿易取引相手であるインドネシアの輸出者にe-COの発給手続を依頼してください。

### インドネシアの輸出者からのe-CO控えの入手

インドネシアの輸出者は、インドネシア発給機関のシステムから発給を受けたe-COの控えをPDFファイルによりダウンロードすることができます（以下「e-CO控え」）。パイロット運用期間中、日本への輸入申告においてe-COを利用する際にはe-CO控えを併せて提出していただくこととなりますので、インドネシアの輸出者からe-CO控えを入手してください。



15

## e-COの利用方法：ステップ②（e-COの確認その1）

インドネシア発給機関が発給したe-COはNACCSに直接送信されます。NACCSが受信したe-COを輸入申告に使用するには、輸入者等において事前にNACCSでe-COの内容を確認してください。

### NACCSでのe-COの確認方法

NACCSで受信したe-COの内容は、「**原産地証明書情報照会（IOV）**」業務で以下のデータ項目を入力することによって照会することができます。

【方法1】「**C/O番号**」にe-COの**原産地証明書番号（Certification No.）**を、  
「**eC/Oキー**」にe-COの**1品目目のインボイス番号（Invoice number）**を入力

【方法2】「**N-C/O番号**」を入力

※「N-C/O番号」はNACCSでe-COを受信したときに付与される番号であり、IOV業務で照会したe-COの情報から確認することができます。そのため、初回は必ず【方法1】により照会の必要があります。

### IOV業務（入力画面イメージ）

### e-CO控え（イメージ）

※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

16

## e-COの利用方法：ステップ②（e-COの確認その2）

### IOV業務（照会結果イメージ）

IOV業務ではe-COの情報を帳票形式で出力することもできます。

※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

17

## e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その1）

令和5年5月1日（月）から31日（水）までの輸入申告における取扱い

日インドネシアEPAに基づくEPA税率を適用しようとする貨物の**輸入申告（予備申告を行う場合には予備申告）の際に、e-COを提出するとともに、インドネシアの輸出者から入手したe-CO控えも併せて提出してください。**税関において当該e-COをe-CO控えと対査し、必要な確認を行います。

### 【e-COの提出方法】

「輸入申告事項登録（IDA）」業務において輸入承認証等欄に以下の①又は②のいずれかを入力したうえで輸入申告を行ってください。

（方法1）**eC/Oキー**（e-COの1品目目のインボイス番号）及び**C/O番号**（原産地証明書番号）を入力

※ 必ずeC/Oキー、C/O番号の順に2欄連続して入力してください。

輸入承認証等識別	輸入承認証番号等
GENS	1 品目目のインボイス番号（eC/Oキー）
GENS	原産地証明書番号（C/O番号）

（方法2）**N-C/O番号**を入力

※ 原則、N-C/O番号を使用するか否かは自由ですが、①のeC/Oキー又はC/O番号が20桁を超える場合等は輸入承認証番号等欄に入力できないため、②のN-C/O番号を入力する必要があります。

輸入承認証等識別	輸入承認証番号等
GENN	N-C/O番号

### 【e-CO控えの提出方法】

e-CO控えの提出は、従来の原産地証明書の提出方法（NACCSの申告添付登録（MSX）業務を含む。）と同様に行ってください。

18

## e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その2）

### IDA業務入力イメージ（輸入承認証等欄）

（方法1）

eC/Oキー①		C/O番号①		eC/Oキー②			
GENS	INV00001111	2	GENS	TJ2022-000001	3	GENS	INV00002222
4	GENS	TJ2022-000002	5	TASY	1234567891	6	
7		C/O番号②	8			9	

又は

（方法2）

N-C/O番号①		N-C/O番号②							
輸入承認証等	1	GENN	202209071234ABCD	2	GENN	202209075678EFGH	3	TASY	1234567891
	4			5			6		
	7			8			9		

注1 IDA業務で入力したeC/Oキー及びC/O番号の組合せ又はN-C/O番号に該当するe-COの情報がNACCSに登録されていない場合には、エラーとなりIDA業務を行うことができません。

注2 原産地証明書識別コードは、e-COを使用する場合も通常の原因証明書を使用する場合と同じ「IDT4」（日インドネシアEPA・第三者証明制度）を入力してください。

注3 輸入申告において**入力漏れ、入力誤り等があった場合には、速やかに申告先税関にご相談下さい。**

※ NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

19

## e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その3）

令和5年6月1日（木）から25日（日）までの輸入申告における取扱い

5月1日（月）から31日（水）までの期間中、e-COの利用について今後の安定的な運用が見込めると関係当局間で判断した場合、6月1日（木）以降、**輸入申告の際にe-COのみの提出を求めること（e-CO控えの提出は不要）**とし、e-COの運用状況を確認します。6月1日（木）以降における具体的な取扱いについては決まり次第税関HP/原産地規則ポータルにてお知らせいたします。

※e-COの実施に関する最新の情報は、税関HP・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

The screenshot shows the 'Origin Rules Portal' website. A red box highlights the 'Origin Certificate Procedures' (原産地証明手続) menu item. An arrow points from this menu to a secondary page titled 'Origin Certificate Procedures Page (Third-Party Certification System)'. This page lists several items, with a red box highlighting the item 'Data exchange for origin certificates' (原産地証明書のデータ交換について). Another arrow points from this item to a news article on the right side of the screenshot, which is titled 'Data exchange for origin certificates' (原産地証明書のデータ交換について) and dated June 22, 2023.

20

## 参考情報・お問い合わせ先

### ■ 参考情報

- 原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）  
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>
- 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS掲示板）  
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

### ■ お問い合わせ先

- NACCSの業務仕様等に関するお問合せ  
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）  
システム運用部 運用企画課 eCO担当 メールアドレス：e-co@naccs.jp
- 原産地証明書データ交換の取組に関するお問合わせ  
財務省関税局関税課原産地規則室 電話：03-3581-4111（内線 5070、5705）
- 原産地規則・関連する税関手続に関するお問合わせ  
各税関の原産地調査官 <https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。  
（経済産業省ニュースリリース）<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>

21

## NACCSにおけるリアルタイム・オンライン口座振替方式への機能追加について

### 現行機能

「リアルタイム口座振替方式」を利用して関税等を納付する場合に、審査終了と同時に登録口座から自動で関税等が引き落とされる機能。

(イメージ図)

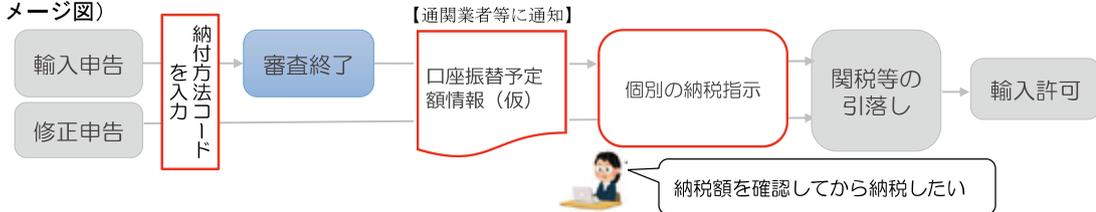


### 機能追加

「リアルタイム口座振替方式」を利用して関税等を納付する場合に、現行の自動引落しに加えて、次の機能を追加。

- 新たな納付方法コードを入力することで、通関業者及び通関業務を依頼した輸入者に対して納税額等の口座振替予定額情報（仮）を通知。
- その後、通関業者及び通関業務を依頼した輸入者が、その通知内容を確認した上で、個別に納税指示を行うことにより、登録口座から関税等が引き落とされる。

(イメージ図)



# ◇ 各通関業会定時総会の開催 ◇

## ◇ 横浜通関業会 令和5年度定時総会・会員懇談会の開催

### 【定時総会】

平成5年5月19日(金)、メルパルク横浜「Kohakuの間」において、令和5年度定時総会が開催され審議の結果、各議案は全て原案どおり承認されました。

第1号議案 令和4年度事業報告に関する件

第2号議案 令和4年度収支決算に関する件

第3号議案 令和4年度剰余金処分(案)に関する件

第4号議案 令和5年度事業計画(案)に関する件

第5号議案 令和5年度収支予算(案)に関する件



総会風景



議長を務める 社会長



会計監査報告 中西監事

### 【業会功労者表彰】

定時総会に引き続き、業会功労者表彰式が執り行われ、永年にわたり業会の発展にご尽力された次の皆さんに辻会長から感謝状及び記念品が贈呈されました。



表彰を受ける 石井様

前 通関士部会委員長  
早川運輸(株) 石井 亘 様  
前 通関士部会副委員長  
内外日東(株) 高橋 美枝子 様



表彰を受ける 高橋様

### 【会員懇談会】

コロナ禍によって中断されていた会員懇談会は、メルパルク横浜「エトワール・シェリーの間」において3年振りに開催されました。源新横浜税関長はじめ税関幹部の皆様、日本通関業連合会から岡藤会長、今野専務理事、中洲常務理事など多くのご来賓のご出席を賜り、総勢180名の参加を得て盛大な懇談会となりました。

懇談会は、辻会長並びに源新横浜税関長からご挨拶

をいただくとともに、富田副会長のご発声による乾杯で懇談が始まり、3年振りの顔合わせとなった懇談会は、時の過ぎるのが早く感じられるほど大いに盛り上がり、締めのご発声は早川副会長にお願いし散会となりました。

今回の総会及び懇談会の開催に当たり、ご協力いただきました通関士部会委員の皆様、紙面をお借りして感謝申し上げます。



ご挨拶される 辻会長



ご挨拶される 源新横浜税関長 様



乾杯のご発声をされる 富田副会長



中締めをされる 早川副会長



懇談会の風景

## ◇ 函館通関業会 令和5年度定時総会の開催

函館通関業会は、6月8日（木）午後2時から函館国際ホテルにおいて、第66回（令和5年度）定時総会を開催しました。

総会では、熊坂会長から函館通関業会の業務運営に対する会員各社の理解と協力に対する謝辞のあと、「函館通関業会は、経済連携協定の推進など複雑多様化する通関業務の中で「適正申告」の確保及び国際物流の円滑化に寄与し、当会に寄せられる各方面からの期待にお応えするとともに、社会からの一層の信頼を頂けるよう備えていく。」旨の挨拶がありました。

議案の審議にあたっては、熊坂会長が議長を務め、次の議案について審議され、すべて原案どおり承認

されました。

- ・第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- ・第2号議案 令和4年度収支決算に関する件
- ・第3号議案 令和5年度事業計画（案）に関する件
- ・第4号議案 令和5年度収支予算（案）に関する件
- ・第5号議案 役員の改選に関する件

総会終了後、税関関係3団体共催の懇談会が開催され、佐野函館税関長をはじめ多数の税関幹部の皆様にご出席をいただき盛会裡に終了しました。



総会の風景



熊坂会長



懇談会の風景

# ダイバーシティ推進部会 ワーキングチーム (WT)

## 会合の開催

令和5年5月18日(木)、オンライン方式によってダイバーシティ推進部会ワーキングチーム(WT)の会合が開催されました。

今回の会合では、本年2月に開催したダイバーシティ推進部会において、「ダイバーシティ推進部会のアクションプラン」が策定され、同アクションプランに沿った具体的な活動を行っていくための意見交換が行われました。

各委員からは、ダイバーシティの必要性や有効性に関するセミナー等の開催、また、既にダイバーシティに取り組んでいる企業の担当者を招いた講演会、意見交換会の開催など、様々な意見が出されました。

会合には、岡藤会長も連合会会議室から出席され、

通関業界がダイバーシティ推進に真摯に取り組んでいることを対外的にも社内的にも発信していくことが、通関業・通関士のプレゼンスの向上に繋がることになる。各委員の今後のダイバーシティ支援活動に期待しているとの挨拶がありました。



# 密輸撲滅キャンペーン

## 東京通関業会

### 【本関地区】

- (1) 日 時 令和5年5月17日(水)  
8:15~8:35
- (2) 場 所 JR品川駅港南口
- (3) 参加者 (一社)日本通関業連合会、東京通関業会役員及び本関・大井地区会員:40名、東京税関監視部次長、同部職員及び大井出張所職員7名  
合計47名

### (4) 実施状況

コロナ渦の影響により数年間実施を見送っていた密輸撲滅キャンペーンをJR品川駅・港南口において、東京税関と(一社)日本通関業連合会の協力のもと、通関士部会役員が中心となって実施しました。

当日は、朝から暑い日差しを受ける快晴にも恵ま

れ、東京通関士部会松本部会長、金子東京税関監視部次長による激励の挨拶、キャンペーンスタートの掛け声を受け、タスキをかけた各参加者がキャンペーングッズを携えて街頭活動を行いました。

東京税関の制服職員に加えて、久々の出番となったであろう人気の高いカスタム君が参加し通行者の注目を集めました。

その他連合会のほか、東京通関業会・通関士支部会等の各役員、本関及び大井通関協議会会員並びに女性連絡会メンバーなど、多数の会員が参加し、通勤客等に密輸撲滅・情報提供への理解と協力を呼び掛けました。

用意したキャンペーングッズの2,000セットは、僅か20分で配布が完了するなど、盛大で手応えを感じるキャンペーンとなりました。



【成田地区】

- (1) 日 時 令和5年5月24日（水）  
8：15～9：10
- (2) 場 所 成田国際空港第2旅客ターミナル  
地下1階 改札出口前コンコース
- (3) 参加者 東京通関業会成田支部（支部長、  
通協幹事、女性連絡会）16名、  
成田税関支署・成田航空貨物出張  
所職員13名（カスタム君含む）、  
合計29名
- (4) 実施状況  
東京通関業会成田支部は、5月24日（水）朝、

東京税関成田税関支署及び成田航空貨物出張所と合同で、成田空港第2旅客ターミナル地下1階 空港第2ビル駅改札出口前コンコースにおいて、密輸撲滅キャンペーンを実施しました。成田支部の木下支部長他、成田通関協議会委員と、税関から佐藤成田税関支署次長、高須成田航空貨物出張所長をはじめ、「カスタム君」など、職員13名が参加、計29名で、旅行者や通勤客らにキャンペーングッズと税関提供のリーフレットを配布して、密輸撲滅と情報提供の協力を呼びかけました。用意したグッズ2,000セットは、30分で配布終了となりました。



## 【新潟地区】

- (1) 日 時 令和5年6月7日(水)  
8:00~8:40
- (2) 場 所 JR新潟駅南口
- (3) 参加者 新潟通関協議会・通関士部会役員、  
会員8名  
新潟税関支署幹部職員以下8名  
合計16名
- (4) 実施状況

新潟地区においては、令和元年10月以来4年ぶりとなりましたJR新潟駅において、新潟税関支署から川井支署長をはじめとする制服職員、新潟通関協議会役員並びに通関士部会役員ほか多数の会員がキャンペーンに参加しました。

現在、JR新潟駅はリニューアル工事の為、従来キャンペーンで使用しておりました万代口では無

く、初めて南口で実施致しました。

当日は、梅雨前の初夏を思わせる晴天のもとでのキャンペーン開始となり、キャンペーンを終える頃には汗ばむ陽気となりました。

通関業会のタスキと腕章をつけた役員及び会員が朝の通勤・通学客等にキャンペーングッズを手渡し、密輸撲滅等への協力要請を行ないました。

コロナが5類になったとはいえ、未だ外出時もマスク装着が多い中、対面での手渡しに通勤・通学客に抵抗は無いか心配しましたが、開始から30分程度でキャンペーングッズ500セットを配布終了し、コロナ前と変わらず市民の関心の高さがうかがえました。また、このキャンペーンについては、地元新聞社の取材があり、川井支署長がインタビューに答えておられました。



## 横浜通関業会

横浜通関業会では、横浜税関と合同で横浜地区（JR桜木町駅前）と宮城地区（JR多賀城駅前）において、密輸撲滅キャンペーンを実施しました。

コロナ禍で中止となっていた密輸撲滅キャンペーンは、横浜通関業会の公式キャラクター「タリフ＆シンコック」のデザインをあしらったウインドブレーカーを着用し、幟も新たに追加するなどして、業会の活動をPRしつつ密輸撲滅を市民の皆さんに呼び掛けました。

【横浜地区：JR桜木町駅前】

○日時：令和5年5月10日（水）8時～9時



○広報グッズ配布数：3,000セット

桜木町駅前のキャンペーンは、横浜税関から佐藤調査部次長はじめ税関職員の皆さんと税関キャラクター「カスタム君」が参加し、税関広報広聴室の方々がスタッフとしてキャンペーンを支えてくださいました。

業会からは、辻会長はじめ石川副部会長のほか通関士部会委員の皆さん、事務局スタッフあわせて総勢23名が参加し、テロ対策への協力と密輸撲滅を呼び掛け、キャンペーングッズを駅利用者の一人ひとりに配布しました。



横浜地区キャンペーンスタッフ 〈写真提供 横浜税関税関広報広聴室〉

【宮城地区：JR多賀城駅前】

○日時：令和5年5月24日（水）8時～9時

○広報グッズ配布数：800セット

多賀城駅前のキャンペーンは、当業会宮城分会と仙台塩釜税関支署と合同で実施し、税関支署から佐藤支署長のほか税関職員1名と税関キャラクター「カスタム君」が参加し、宮城分会・伊藤分会長、宮城地区税関協議会・加藤事務局長ほか5名のス

タッフに加え、分会長の職場からも応援に駆けつけてくださいました。

通関士部会からは、佐々木委員長ほか3名の委員と事務局1名を派遣し、宮城分会のスタッフとともにJR仙石線の乗降客一人ひとりにキャンペーングッズを配布しました。

なお、キャンペーンの様子は、地元の放送局ミヤギテレビ（日本テレビ系列）、河北新報社の2社の取材を受け、ミヤギテレビの放映がありました。



宮城地区キャンペーンスタッフ 〈写真提供 仙台塩釜税関支署〉

## 名古屋通関業会

### 1. 実施日時：

令和5年4月19日（水）9：30～10：00

### 2. 実施場所：

中部国際空港 アクセスプラザ

### 3. 実施内容：

名古屋通関業会中部空港通関事務研究会は、名古屋税関中部空港税関支署が実施する「G7広島サミット等の開催に伴う水際対策等の強化」における航空旅客等への広報活動として、中部空港税関支署

からの協力依頼を受け、中部空港通関事務研究会役員5名を含む14名が参加し、中部空港税関支署、中部外郵出張所、愛知県中部空港警察署、海上保安庁 中部空港海上保安航空基地及び名古屋税関保税会中部空港支部と共同で広報活動を実施しました。

中部国際空港 アクセスプラザにて、航空旅客の方々に「リーフレット」及び「日本通関業連合会・通関業会の広報グッズ」をお渡ししました。



アクセスプラザでキャンペーンを行っているところ



終了後、アクセスプラザにて全員集合



# 長崎の観光、 見どころあれこれ

通関業会  
だより

長崎通関業会

まち全体がテーマパークのような異国情緒あふれる歴史のまち長崎。和華蘭（わからん）文化と呼ばれる独特の雰囲気醸し出す建物や街並みが街のあちこちに点在します。

今回は長崎国際観光コンベンション協会が展開している街あるき観光（長崎ストーリーズ）をガイドの視点から紹介します。イチ押し、一番人気、隠れスポットなど7つのコースからあなたにぴったりのまち歩きがきっと見つかりますよ。

そして、今年は4年ぶりに長崎くんちが開催されます。開催日は10月7（土）・8（日）・9（月祝）と3連休です。阿蘭陀万歳や鯨の潮吹きなど人気の出し物が奉納されます。素敵な思い出づくりに出かけてみてはいかがでしょうか。

## ワンポイントアドバイス

- ◆ 長崎市内は坂が多く平地は三割程度といわれています。運動靴をお勧めします。
- ◆ 移動は路面電車が便利です。どこまで行っても一律140円、交通系ICカードが使えます。
- ◆ 亀山社中はグーグルマップでは近くに見えますが急な階段を上ります。行きはタクシーをお勧めします。
- ◆ 長崎ちゃんぽんは路地裏の小さな店でも美味しいです。思い切って入ってみましょう。
- ◆ 稲佐山からの世界三大夜景（日本新三大夜景）は必見です。夕食はお早めに！
- ◆ 軍艦島観光クルーズ船内では右舷側に座をとりましょう。船内でのアナウンスが分かり易いです。
- ◆ おみやげは最終日に買いましょう。カステラは重いです。
- ◆ レンタカーならコンパクトカーにしましょう。一方通行のような道幅でも長崎では対面通行です。





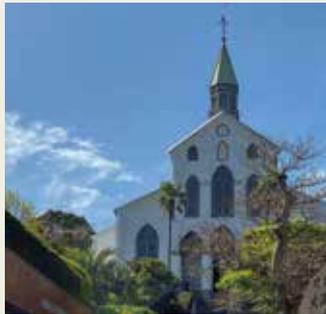
## # 16 祈りの三角ゾーンと 2つの世界遺産さんぽコース



神社とお寺と教会が隣接する「祈りの三角ゾーン」は全国でも珍しく長崎らしい場所です。目に見える世界遺産（明治日本の産業革命遺産）と目に見えな

い世界遺産（長崎と天草の潜伏キリシタン関連遺産）を絡めてご案内するコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



国宝大浦天主堂



信徒発見のレリーフ



グラバー邸



道路と位置づけられた  
斜行エレベーター 傾斜角度は30°



223段の長崎らしい段坂



グラバー邸からの眺めは最高

人気  
NO1

## # 04 坂本龍馬の足跡さんぽコース



今なお多くの人を魅了する坂本龍馬。長崎市内の4つの龍馬像と、海援隊の前身で日本初の商社といわれる亀山社中など、拠点になった場所やゆかりの

地を巡ります。幕末を駆け抜けた龍馬のエピソードと、彼の運命に大きな影響を及ぼした幕末の長崎の様子もあわせて案内するコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



龍馬のブーツ像での記念写真はお約束せよ



4つの龍馬像の一つ  
丸山公園龍馬像



行きはタクシーがお勧め



亀山社中のすぐ下



「長崎はわしの希望じゃ」  
(龍馬がゆく 司馬遼太郎碑)



眼鏡橋で解散



## # 01 出島さんぽコース



江戸時代、鎖国の中で唯一海外との窓口となり、貿易や交流を続けていた長崎。その舞台の一つである出島の魅力をご案内します。かつて海外との窓口

だった繋がり、現在のライフスタイルに通じるコト・モノとの繋がりという2つの繋がりを紹介し、出島の存在をより身近に感じるコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



いざ、出島へ



写真撮影もお忘れなく



タイムスリップしたようなメインストリート



雰囲気抜群の街灯



天井や内壁に貼られた唐紙



集合場所の東屋



## # 05 平和さんぽコース



被爆遺構が残る原爆落下中心地（祈り）、平和公園（願い）、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（学び）の3つのゾーンと浦上天主堂を巡ります。被爆

の過去から復興を遂げた現在、そして「平和とは何か」を考え、恒久平和へと綴る平和都市ならではのまち歩きコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



平和祈念像



国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館



被爆者が求めた「水」をたたえる水盤



原爆落下中心地碑



平和の泉



原爆の被害から復元された浦上天主堂

## # 06 居留地 路地裏さんぽ（南山手）コース



長崎の代表的な観光スポットであるグラバー園や大浦天主堂周辺の隠れスポットにご案内します。洋館、赤レンガや石畳等、居留地時代の残り香を感じつつ、当時そこに暮らした人々のストーリーを紹介

します。坂の街ならではの風景も楽しみながら、坂道を歩くことで斜面地の暮らしをリアルに体験できる路地裏コースです。

### ❖ 主なポイント ❖



グラバースカイロードからの眺め



楠の並木道でちょっと一息



祈念坂



ドンドン坂 写真スポット



## # 07 居留地 路地裏さんぽ（東山手）コース



幕末に外国人居留地として整備され、現在も石畳や洋館が点在する東山手地区を巡ります。代表的な洋館や知る人ぞ知る路地を歩き、居留地時代の面影と風景を楽しみます。洋館ではフォトジェニックで

長崎特有のエキゾチックな雰囲気味わいながら、小説「マダム・バタフライ」誕生のきっかけとなったエピソードも案内するコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



二つ目のオランダ坂



石畳の道



写真撮影を忘れないで



オランダ坂



孔子廟の屋根（古代中国の霊獣がいます。）

## # 02 唐人街と中華街さんぽコース



長崎の『和華蘭』文化の“華”の要素である唐人屋敷跡と、隣接する日本三大中華街の1つである新地中華街をご案内します。かつて中国人居住区だっ

た唐人屋敷跡に残る4つのお堂を巡り、当時の中国人の生活様式から、食や年中行事など現在の長崎に息づく中国文化のルーツに触れるコースです。

### ❖ 主なポイント ❖



中華な雰囲気のお堂



思い出の一コマを



お参り



ランタン祭りメイン会場湊公園



福建会館



4つのお堂の一つ天后堂



「長崎くんち」は長崎の氏神「諏訪神社」の秋季大祭で、毎年10月7日から3日間、長崎の町を挙げて催されます。奉納踊には異国趣味のものが多く取り入れられ、国指定重要無形文化財となっています。

現在、踊町は長崎市内に全部で58カ町あり、全町が7つの組に区分されています。奉納踊を出す当番は7年に一度回ってきます。

## ❖ 今年の踊り町は次の6町です。 ❖



鯨の潮吹き（万屋町）



本踊り（丸山町）



阿蘭陀万歳（栄町）



川船（船大工町）



御朱印船（本石灰町）



本踊り（桶屋町）

そして、旅の楽しみは何とっても美味しい食べ物。ちゃんぽん、皿うどん、卓袱（しっぽく）料理にト

ルコライス。和華蘭（わからん）料理も皆さんのお越しをお待ちしていますよ。



文中引用 長崎国際観光コンベンション協会ホームページ、長崎商工会議所ホームページ

# 各通関業会業務報告

## 東京

- 4月12日 本関通協女性部会  
20日~21日 新任通関士研修  
20日 大井通協女性連絡会  
21日 通関士部会委員会  
27日 通関士部会京浜連絡会  
5月17日 密輸撲滅キャンペーン（本関、大井地区）  
// 本関通協女性部会  
18日 ダイバーシティ推進部会WTオンライン会合  
// 大井通協女性連絡会  
19日 通関士部会委員会  
22日 東京通関士部会主催講演会（講師：米国弁護士）  
24日 密輸撲滅キャンペーン（成田地区）  
// 東京通関業会講演会  
25日 本関通関協議会  
29日~6月2日 上期通関業務従業者研修  
30日 役員会（書面開催）  
// 成田通関協議会

- 20日 宮城地区通関協議会  
25日 通関業会研修委員会  
26日 横須賀地区通関協議会  
27日 通関士部会委員会  
// 京浜通関士部会連絡会議

- 5月9日 業務委員会  
10日 横浜地区密輸撲滅キャンペーン（桜木町駅）  
16日 本関地区通関協議会  
// 千葉地区通関協議会  
17日 アンケート委員会  
// 宇都宮地区通関協議会  
18日 川崎地区通関協議会  
// 宮城地区通関協議会  
19日 横浜通関業会定時総会・懇談会  
22日 三役会  
24日 宮城地区密輸撲滅キャンペーン（多賀城駅）  
29日 ダイバーシティ推進部会 横浜ミーティング  
31日 通関士部会委員会  
// 通関手続等検討会

## 横浜

- 4月7日 横浜通関業会会計監査  
11日 本関地区通関協議会  
12日 横浜通関業会総務委員会  
14日 三役会  
19日 横浜通関業会理事会  
// 三木会  
// 千葉地区通関協議会  
20日 川崎地区通関協議会  
// 宇都宮地区通関協議会

## 神戸

- 4月13日 連合会研修支援  
18日 女性通関士会役員会（対面&WEB）  
19日 関士部会 総務委員会（対面）  
// 阪神通関士部会連絡会（対面）  
20日 連合会研修支援  
21日 第1回理事会（連合会主催）  
// 通関時報4月号発行

- 21日 連合会研修支援  
 27日 通関士部会 定例役員会 (対面&WEB)  
 // 連合会研修支援  
 5月11日 通関士部会 総務委員会 (対面&WEB)  
 15日~22日 通関従業者研修 (WEB)  
 18日 ダイバーシティWT会合 (WEB、連合  
 会主催)  
 22日 通関時報 5月号発行  
 23日 通関従業者研修効果測定 (WEB)  
 25日 通関士部会 定例役員会 (対面&WEB)  
 31日 日本通関業連合会第29回社員総会 (理  
 事長出席)

## 大阪

- 4月13日 大阪地区通関協議会 定時総会  
 19日 通関士部会 システム委員会  
 // 阪神通関士部会連絡会  
 (注) 神戸通関業会・神戸通関士部会  
 との合同開催  
 26日 大阪通関業会 会計監査  
 27日 大阪地区通関協議会 (税関との通関事  
 務連絡会、定例会、役員会)  
 28日 密輸撲滅キャンペーン (関空)  
 5月2日 密輸撲滅キャンペーン (JR「難波駅」  
 改札口周辺 (OCAT))  
 10日 令和5年度第1回理事会  
 16日 ミニ研修「原産地規則」“事後確認と  
 非違事例”  
 17日 通関士部会 会計監査  
 // 通関士部会 総務委員会  
 // 通関士部会 業務委員会  
 // 通関士部会 役員会・税関業務担当者  
 との連絡会議  
 23日 第78回 定時総会  
 25日 大阪地区通関協議会 (税関との通関事  
 務連絡会、定例会、役員会)  
 30日 令和5年度 (第1回) 新任通関業務従

業者研修

## 名古屋

- 4月5日 一水会・理事会 (理事・監事)  
 11日 本関通関事務研究会  
 12日 税関統計実務研修  
 13日 通関士部会幹事会  
 // 通関業務BCP勉強会  
 18日 清水支部通関士部会定例会  
 // 清水支部沼津通関懇話会  
 19日 中部空港通関事務研究会  
 // 密輸撲滅キャンペーン (中部空港地区)  
 // 清水支部浜松通関懇話会  
 20日 西部通関事務研究会  
 // 清水支部通関事務研究会  
 // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会  
 // 豊橋地区通関事務研究会  
 21日 第1回理事会 (連合会)  
 // 清水支部通関業法・AEO関係研修  
 25日 清水支部興津通関事務担当者連絡会  
 // 四日市支部通関士部会幹事会  
 // 四日市支部通関事務研究会  
 // 諏訪地区通関懇談会  
 27日 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会  
 5月9日 本関通関事務研究会  
 // 春期税関実務研修 (オンライン)  
 10日 春期税関実務研修  
 11日 一木会・通関士部会幹事会  
 // 春期税関実務研修 (オンライン)  
 16日~18日 通関事務基礎科研修  
 16日 清水支部通関士部会定例会  
 // 清水支部沼津通関懇話会  
 17日 中部空港通関事務研究会  
 // 清水支部浜松通関懇話会  
 18日 西部通関事務研究会  
 // 清水支部通関事務研究会  
 // 豊橋地区通関事務研究会

- 22日~24日 清水支部通関事務基礎科研修
- 23日 清水支部興津通関事務担当者連絡会  
 // 四日市支部通関事務研究会  
 // 四日市支部通関士部会幹事会  
 // 諏訪地区通関懇談会
- 24日 AEO制度研修
- 25日 通関業法・AEO関係研修（中部空港）  
 // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会  
 // 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会

## 門 司

- 4月3日 会員周知「ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置について」
- 6日 会員周知「ダイバーシティ推進のためのポスター（原案）の募集」
- 18日 門司通関士部会役員会
- 24日 会員周知「新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について」
- 27日 会員周知「ヒアリ類に係る対処指針について」
- 28日 会員周知「税関発足150周年記念誌の公表について」
- 5月9日 会員周知「新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関について」
- 15日 会員周知「JICAからの依頼」について
- 17日 会員周知「第3回通関士セミナーの開催」について  
 // 会員周知「MPN納付に係る税関HPのリニューアル」について
- 18日 門司通関業会役員会開催案内発出
- 26日 門司通関業会 令和4年度監査
- 30日 会員周知「こどもファスト・トラック」や「こどもまんなか応援サポーター」の取組推進について
- 31日 日本通関業連合会定時社員総会

## 長 崎

- 4月3日 ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置について
- 7日 税関検査への協力依頼（G7広島サミット）について
- 20日 通関非違事例の送付について（令和5年1~3月分）  
 // 日インドネシアEPAにおける電子原産地証明書のパイロット運用開始時期及び実施要領の掲載について
- 24日 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について
- 28日 ヒアリ類に係る対処指針について  
 // 税関150周年記念誌の公表について  
 // 新型コロナウイルス感染症5類への移行に係る周知について
- 5月22日 関税法施行令等の一部改正について  
 // MPN納付に係る税関ホームページのリニューアルについて  
 // 第3回通関士セミナーの開催について  
 // 輸入許可後の追加支払費用に関する注意喚起について
- 31日 NACCS通信（通関14）の配信

## 函 館

- 4月3日 会員周知：ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置について
- 6日 会員周知：ダイバーシティ推進のためのポスター（原案）の募集
- 25日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・室蘭・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田船川）
- 27日 函館通関業会通関士部会定時総会（函館市）
- 28日 会員周知：ヒアリ類に係る対処指針について  
 // 会員周知：税関発足150周年記念誌の

公表について

- 5月15日** 会員周知：海外向け物資供与における  
輸出の際の手続きセミナーについて
- 17日** 会員周知：MPN納付に係る税関HPの  
リニューアルについて
- // 会員周知：日本通関業連合会 第3回  
通関士セミナーのご案内
- 27日** 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・  
室蘭・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八  
戸・秋田船川）
- 30日** 会員周知：経済安全保障セミナー in

Sapporoのご案内

**沖 縄**

- 4月27日** 令和5年度第1回通関連絡会（会場：  
安謝港湾合同庁舎）
- 5月9日** 三役会議
- 12日** 研修教材（連合会編纂）の会員配布（希  
望会員）
- 16日** 令和5年度第1回理事会
- 29日** 総会議案書の作成・配布



2023年  
通関士試験  
直前集中講座

## 通関士模擬試験 受験案内

(一社) 通関業連合会

自宅で  
会社で  
模試

- ◆ 本試験さながらの問題・回答形式
- ◆ 通関士試験を熟知した担当講師による設問
- ◆ 受験方式は在宅受験・自己採点
- ◆ 解答解説をビデオ配信でアフターフォロー

業界最安 受験料 **4,950円**

3科目受験の一律送料・税込み

模試問題等は8月28日以降随時発送します。  
申込締切り 8月25日 (金)

申込みと詳しい案内はこちらから

<https://www.tsukangyo.or.jp/pages/159/>

連絡先 一社 日本通関業連合会 研修部 [kensyu@tsukangyo.or.jp](mailto:kensyu@tsukangyo.or.jp)

申込みと詳しい案内は  
こちらから





貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

# NACCSで書類の電子保管始めませんか？

## お客様の声

- ★紙保管から電子保管に移行し、業務プロセスが改善した!!
- ★紙・トナーに掛かるコストが減り、事務所も片付いた!!
- ★営業部門も利用することにより、リアルタイムで情報が社内共有出来るようになった!!
- ★段ボールから書類を探す手間が無くなった!!
- ★書類廃棄費用や廃棄作業が大幅に減少した!!



通関業者様

## サービスイメージ



## お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会  
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人 日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



人と、国をつなぐ  
NACCS

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課

電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@nacccs.jp



詳しくは  
NACCS掲示板を  
ご覧ください



サービスのご紹介やデモンストレーションの実施は随時受付けております。  
お気軽にお問い合わせください。



**発行所：一般社団法人 日本通関業連合会**

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階  
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796  
E-mail: [jcba@tsukangyo.or.jp](mailto:jcba@tsukangyo.or.jp)  
URL: <https://www.tsukangyo.or.jp/>



**編集兼発行人：中 洲 亨**

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。